

平成二十四年度

第四十九回 新宿区景観まちづくり審議会議事録

新宿区

第四十九回新宿区景観まちづくり審議会
開催年月日・平成二十四年七月二十三日

出席した委員

進士五十八、後藤春彦、橋本緑郎、秋田典子、浅見美恵子、
大浦正夫、福井清一郎、和田総一郎、阿部光伸、大野慶一、
齋藤真知、山本雅子、新井建也

欠席した委員

松川淳子、窪田亜矢、野澤康

- 一 委員の委嘱
- 二 区長あいさつ
- 三 委員紹介
- 四 会長及び副会長の選出
- 五 新宿区景観まちづくり審議会 小委員会の設置について
- 六 報告
報告一 区分地区「(仮称)新宿駅東口地区」の指定につ
いて
- 七 その他
報告二 屋外広告物の景観誘導推進について

議事のでんまつ

午後一時五十六分開会

○森課長 定刻より早いのですが、皆さんいらっしゃっていま
すので、景観まちづくり審議会を始めさせていただきますと思
います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局を務める都市計画部の景観と地区計画課長森でござい
ます。よろしくお願いいたします。

一、委員の委嘱

○森課長 本日は2年間の委員任期の最初の審議会ということ
でございますので、まず最初に委員の委嘱をいたしたいと思っ
ております。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、区長から委嘱状を交付いたします。

〔委嘱状交付〕

二、区長あいさつ

○森課長 それでは、委嘱に際しまして区長からあいさつがご
ざいます。

○中山区長 区長の中山弘子でございます。

ただいま皆様にこの七月一日からの新宿区景観まちづくり審
議会委員をお願いいたしました。皆様には委員をお引き受けい
ただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼申し上
げます。

今回区民委員として八名の方に御就任いただいております。
このうち公募により選定させていただきました区民委員は、阿

部様、大野様、齋藤様、山本様の四名の方々です。さらに、地域団体からの推薦として四名の方々、「美しい東京をつくる都民の会」、「新宿区町会連合会」、「新宿区商店会連合会」、「東京商工会議所新宿支部」の各団体から一名ずつ、前期に引き続きまして委員に御就任をいただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

いずれの皆様も日ごろから地域のまちづくりに関心を持たれ、そして御活躍をされている方々であると思えます。ぜひそうした経験を生かして、地域の中でお感じになられていることを、御意見としてお出しただきたいと考えております。

また、学識経験者としては七名の方々に御就任をいただきました。新宿区の景観まちづくり審議会というのは、区民委員の方々とおわせて、とても立派な学識経験者の方々に恵まれていて、私はとてもありがたいと思っております。本当にありがとうございます。今回は新たに秋田委員をお迎えいたしました。再任で御就任くださった進士先生を初め、多くの先生方とともにその知見、学識をもって、より良い新宿の景観まちづくりのために御意見をこれからもお寄せいただき、そしてリードしていただけたらと考えております。

新宿区は、御存じかと思いますが、平成二十年七月に、都心区で初の景観法に基づく景観行政団体となりました。これは新宿区としてぜひやりたいということで、景観法が制定をされたときから取り組みを始めてきたところでございまして、平成二十一年四月から「新宿区景観まちづくり計画」の運用を開始しております。景観まちづくり計画の策定にあたっては、審議会の皆様の多大な御尽力をいただいて策定してまいりましたこと、

大変感謝を申し上げます。その後も「地域の景観特性に基づく区分地区」の拡大や、景観重要樹木の指定を初めとした景観まちづくり計画の改定にあたって御助言をいただきましたほか、大規模開発計画に対しましても景観の観点から貴重な御意見をいただき、計画に反映させることができっております。新宿区が景観行政を推進していく上で審議会が果たしてきた役割の重要性を私は改めて認識いたしますとともに、深く感謝し、御礼を申し上げます。これからも区分地区のさらなる拡大や屋外広告物の景観誘導推進など、さまざまな案件につきまして、皆様の御助言をいただきながら取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

良好な景観こそが私どもの地域社会にとって、また区民共通の資産であると考えております。区民、事業者、行政など、多様な主体が連携と調和をもって景観まちづくりを推進していくことが、今、特に重要になってきていると思います。これからも新宿区は区内の多様な景観特性を生かしたまちづくりを、この新宿の持つ地形条件や歴史的な資産を大切にしながら、一層推し進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。ごあいさついたします。皆様どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

三 委員紹介

〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃〃

〇森課長 それでは、改めまして景観まちづくり審議会委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元に名簿があると思いますけれども、名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、お

一人ずつ自己紹介をしていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。それでは、名簿順に**進士委員**から願います。

○進士委員 今、区長に褒められた学経の委員です。今、区長のごあいさつを伺っていて、新宿区は景観行政団体にいち早く名乗りを上げて、景観行政団体というのは、御存じない方もおられるかもしれませんが、要するに独立して、都とか国と関係なく、自分のまちは自分でやるというのが景観法の問題なんです。そういうのを主体的にやる団体に認定される。そういう意味では、それはまさに景観上自前でやるということ宣言するのですが、本当に早かったですね。二十三区で一番早い方だったと思います。早過ぎてちよつといじめられたような気がいたします、都からです。でも、あまり長話になつてはいけないからやめますけれども、**和田委員**がおられるけれども、新宿の景観まちづくり条例ができて、**和田委員**のお父さんのころから私はやっているんです。新宿の駅前をきれいに、アーバンデザインを**ナカノ**さんたちの手でやったり、それから、当時は会長は**日笠先生**だったんです。**日笠**さんは、日本で地区計画という制度を入れた人です。今思うと長いことやっていた。もうそろそろ卒業しなければいけないと思つていますが。ただ、そういう中で、結論だけ言いたいのは、きょうは東口がかかりますけれども、落合とか、御苑の周りとか、本当に新宿は東口と西口でも違う。

NPOをやっています、この間本を出したんです。「美しい国への景観読本」、それは、サブタイトルに「みんなちがって、みんないい」というのにしました。つまり、今までの景観行政

は皆そろえるということばかりです。本当の都市の魅力はそのまちに独自の独特の場所が幾つもあつて、それぞれがいいというのではないといけない、こう思つていまして、みんな違つてみんないいというのを地दैいでいっているのが新宿なんです。ぜひ多様性を持つている、ランドスケープダイバーシティといいますが、多様な魅力を持ったまちをつくる。昔あまりにも全体が混乱していたので、緑もなかった。だから緑を増やしたり、そろえよう、そろえようという。二十三区がそれぞれ景観行政団体になつてみんな違うまちをつくるから東京全体が魅力的になるわけで、新宿の中もそうだと思います。今までの長いおつき合いでいろいろ個性的なまちがいっぱいありますから、私は逆にそれを育てる新しい時代の景観行政を、新宿独自に行政団体として施策をしているというので、区長にこつと笑われると何となく頑張る気になりますので、もうちよつとだけ頑張ろうと思つております。**進士**です、よろしくどうぞ。

○後藤委員 早稲田大学の**後藤**でございます。よろしく願います。いろいろなまちの景観審議会のメンバーにもなつているんですけれども、新宿の一番の特徴は景観まちづくりという、まちづくりがついているところだと思つてます。それは、まちづくりの成果の表現として、景観に立ちあらわれてくるようなものがあるということ、目に見える部分だけではなくて、それを下支えしていくまちづくりからあわせてやつていこうという姿勢がそこに込められているんじゃないかというふうに思つております。微力ながら尽くしますので、よろしく願います。

○橋本委員 橋本でございます。私は、東京都建築士事務所協

会の新宿支部というところから参っております。日ごろ建築の設計等をする会社の集まりなんですけれども、そういう建築の設計という専門職の立場からまちづくりに対してどのような展開ができるか、どのようなお手伝いができるかということをつくり考え、お手伝いさせていただきたいと思っております。最近、一級建築士というのが新聞紙上をにぎわして、にせ一級建築士、にせを名乗るほどの資格でもないと思っておりますが、そういうことで、大変御心配をおかけしておりますが、そういうことのないように頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

○秋田委員 このたび新しく委員になりました千葉大学の秋田典子と申します。よろしくお願いたします。本当に立派な先生方がたくさんいらっしゃる中で、自分にできることは何があるのかなというふうに思うんですけども、私なりに精いっぱい務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

最初に新宿区の景観まちづくり審議会委員のお話をいただいたときに、まず最初に浮かんだのが歌舞伎町で、どうすればいいのかなというのを悩んだんですけども、やはり今ほかの先生もおっしゃったように、新宿は東口に行けば東口の雰囲気、西口に行けば西口が、そして歌舞伎町、あとは神楽坂とか、非常な場所場所のアイデンティティが強くて、景観づくりというものの手がかりがたくさんあるまちだなというふうに感じております。私自身は園芸学研究科というところにいまして、今緑のこともさせていただいているんですけども、緑も思ったよりもたくさんあって、住んでよし、働いてよし、遊んでよしという、三よしのまちかなというふうに思っていますので、長く

貢献できるように頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

○浅見委員 浅見と申します。よろしくお願いたします。美しい東京をつくる都民の会というところから出させていただいております。ちなみに会長は進士先生です。東京都のいろいろなところから集まって、美しい東京と一口に言ってもいろいろな視点のいろいろな角度がありますので、いろいろな東京をつくっていかう。考えていこうということをコンセプトにやっております。私が今住んでいるのは落合なんです、本当に歌舞伎町あり、落合ありで、両極端なような感じのところなんです、落合も区長が大きな力を発揮して、公務員住宅だったところを取得していただいて、もう第一段階の工事が終わり、八月からおとめ山公園に隣接している公務員住宅のところの大規模な工事が始まります。そうするとまた落合の森として再生して、すばらしいところになるんじゃないかと思っております。それに伴って地域の人たちも、今までは景観というとかちよつとよその世界のような、区民とはちよつと離れているような感覚があったんですが、随分景観という言葉が浸透してきて、自分たちの住んでいるところをどういうふうにして守っていこうか、どういうふうにしてつくっていくかという、随分いろいろなところで自然に話されてくるようになったと思います。私もここで一生懸命勉強しながら地域に持つて帰りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○大浦委員 今ずっと待っていましたけれども、中学のときの英語の時間、だんだん当てるような気がして、どうもあまり落ち着かない。僕は選出母体は町会連合会から来ました。町会連

合会といえますと、どうしても地域ということが頭にすぐかすめるんですけれども、過去二年間この審議会委員にさせていただいた感想としまして、この審議会は非常に地域を重んじているということがよくわかりました。ただし例外もありました。成子天神、あれはみんな氏が反対しているんです、大きい建物、駐車場を建てるということは。にもかかわらず建ってしまふ。地域を無視しているんじゃないかなという気がします。

二番目に、事情さえ許せば、僕なんか図面を見たり文字を見てもその土地がぴんとこないんです。だから、できたら現場視察ではないけれども、何か時間的余裕ができたら実際に現場を見て、この書類を見てやったらもっとより正確な審議ができるんじゃないかなと思っております。今後ともよろしく願います。

○**福井委員** 新宿区商店会連合会から出ました**福井**と申します。生まれも育ちも神楽坂で、神楽坂から出たことがないものですから、神楽坂のまちづくりをずっとやってきまして、新宿の一部として今いろいろなこと、全体のことも考えていきたいというふうに思っております。よろしく願います。

○**和田委員** 商工会議所から推薦いただきました**和田**と申します。地域としては、こちら歌舞伎町と新宿駅前商店街振興組合と申しまして、通称モア街というところがございます。また、昨年十月に国土交通省の特措法が通りました関係で、**中山区長**と、そして**野崎部長**の強力な後押しをいただきました。今、日本の第一号の特措法の申請を出しているところがございます。早ければ十月、遅くても来年早々に日本で第一号の特措法が成立すると思っておりますので、よろしく願います。

○**阿部委員** 阿部でございます。実はこのまちづくり審議会、前回はやらせていただきました。今回応募するのを少し考えた経緯もあるんですが、やはり**進士先生**とか**後藤先生**がいらつしやいまして、いろいろとためになること、そしてこちらが勝手なことを言いましたも素直に受けとめてくれましたので今回改めてまた応募いたしました。特に私は**矢来町**の地区に住んでおります。矢来公園の近くの近くなので、きょうもラジオ体操をしました。緑というのがいかに大切かというのは、いつもそういう公園に行くときすごく感じる場所がございます。ぜひ新宿区も緑地を広めていきたい。緑被ではなくて緑地率ですね。道路の拡幅によつて垣根をつくったり、そういう目に面する緑地をたくさんつくってほしいと思っております。

それからもう一つは、きょうこの新宿に来る途中で外堀の中央線に乗ってきました。きょうも審議にあります屋外広告塔が巨大な看板があるのを改めて見まして、ぜひそういうものをこの二年間のうち何とかとるような方向にできればというふうに思っております。そんなことで頑張りたいと思っております。よろしく願います。

○**大野委員** 大野でございます。平成十六年から平成二十年まで、区民の声委員会委員を務めさせていただきました。中山区長さんから久しく委嘱状をいただきました。以来の委嘱状の伝達で、大変心を新たにいたしております。私は内藤町に住んでおります。今回偶然内藤町から二名の区民公募というところでございます。山本委員は後ほど御紹介なさると思いますが、若干違いを申し上げておいたほうがいいのではないかと思います。私も新で、自慢めいたお話をさせていただきたいと思っております。

宿生まれの新宿育ちでございますけれども、内藤町に来たのは二十年前でございます。区の行政的な委員をもう四十年近くいろいろと携わらせていただいて、最初は高田馬場の再開発、ビックボックスの誘致とかいろいろなことに若いころから参加して、住居表示で戸塚町といったのを高田馬場にするとか、あるいは諏訪神社の前の大久保三丁目あたりに都営住宅がいっぱいございました。これの再開発のまちづくり、あるいは神田川のマンホール水害、これに伴う地下鉄東西線の下に掘ったパイパス工事、あるいは通勤新線、現在埼京線ですが、これの誘致委員とか、あるいは十三号線、現在の副都心線、これの誘致とか、こういったものにほとんど携わらせていただきました。また、違った面では、新宿区祭の第一回の企画委員になって、新宿はどうしようかということ、一生懸命考えたり、早稲田大学の百年祭の委員も務めたり、多角的に自慢めいてお話をさせていただきますましたけれども、そういった形から少し御意見を申し上げられればと思っております。

私は区民の公募委員というのは、御専門の先生方と違って焦点が外れて、立派な額縁の絵をロビーの絵にするようなことも若干あるかもしれませんが、それはそれなりの目的を持っていてると思っておりますので、これからも一生懸命発言をしてまいりたいと思えます。また、町連代表の**大浦委員**のような直球は投げられませんけれども、区民の声委員会ときはまだ髪もふさふさしております。大分薄くなってまいりまして、一生懸命スライクのボールが投げられるよう二年間努力してまいりたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

○**齋藤委員 齋藤真知**と申します。よろしくお願ひいたします。

景観まちづくり審議会に区民といたしまして応募させていただきました。自己紹介のかわりといまして、応募した文を読ませていただきます。

新宿にふさわしい景観まちづくりについて、新宿区は歴史的には大名屋敷があり、宿場としても栄え、地面を掘ると江戸時代の食器や徳利など、文化的埋蔵物の出土する地域です。また、江戸時代や昭和初期には歌舞伎小屋があったと聞いております。私の自宅周辺、若葉一丁目ですが、自宅近辺には寺社が数多く点在し、**服部半蔵**の墓所や四谷怪談で有名な稲荷神社や、玉姫様住宅があった歴史的にも興味深い地域です。

また現在の新宿区は、都の行政をつかさどる都庁を初め、都内最大級繁華街の歌舞伎町、コリアンタウンの大久保地区、また神楽坂地区、団地を抱えている地区、そして大学や専門学校、病院、デパート、文化施設など、ダイバシティに富み、公園も多く、緑を大切に育てている活気あるすばらしい区であります。これらの新宿のまちが持つ個性を理解、活用し、かつ美しいまちづくりを目指す提案です。

1、まちに現存する歴史ある建物や石垣などをできる限り保存したい。2、新宿には職業を思わせる町名や、いかにも当時の住民や住まいを彷彿とさせるたくさんさんの地名があります。そのような町名を大切にしたい。3、美しい街並みを開催し、地域住民のコミュニケーションの輪をつくり、それを鎖のようにつなぎ、さらに強化し、近隣へ仲間の輪を広げていきたい。これは近隣住民が互いの顔を知ることにもなり、また防犯や震災時の方が一のときの助け合いの声にもなるのではないかと思っております。4、防災の観点からも、これからも道路の整備、

まさに木々や草花を植え、木造住宅密集地の危険性を減らすべく、そういう地域に公園をふやしていただきたい。

また、反面規制していただきたい部分といたしまして、1、震災後急激に増加している自転車の対応、それから商業用の音量制限、これも店頭でスピーカーやカセットテープを使用して大音量ですが、これは看板などともに音量の制限もお願いしたいと思います。と同時に、歩道部分への看板、のぼり、それから自動販売機、結構よくなっているとは思いますが、そういう展示物や物品の規制などもよろしくお願いしたいと思います。歩道に関しては、歩行者優先という原点に立ち返って、思い出していただきたいと思えます。

また、前年は新宿区みどりの推進審議会区民委員をいたしました。また、その前回は新宿区都市計画審議会区民委員を担当させていただきました。そのとき本場に勉強になりました。新宿区のいろいろな地域の特性とか、それから東京都内で一番緑が多いというようなことを知りました。私なりに区民の一員としていろいろ頑張りたいと思えますので、皆様どうぞよろしく願います。

○山本委員 新宿御苑のすぐ隣町の内藤町に生まれ育った山本でございます。私がこの景観まちづくり審議委員に応募いたしました理由としては、昨年の三月十一日の災害のときに感じました屋外広告がもし落下してきた場合とか、そういうことを心配いたしました。屋外広告を少し規制していただければそういった危険も少なくなるのではないかと思えました。そして、内藤町はその点屋外広告とかそういう点からは全く心配のないところなんですけれども、私も応募しましたレポートといひます

か、応募文の中に、この新宿というのは日本で最も知名度の高い自治体の一つといわれて、そして便利で住みやすい、緑も多いまちだという、そして景観という見地から改めてまちをながめてみましたら、新宿御苑近辺とか、四谷の迎賓館のところは緑が多く、屋外広告とか、それから景観のところには該当しないですけれども、そのほか、都庁を初め、高層ビル群とか、都心のオアシスの新宿御苑とか、大久保の多国籍の街並みとか、歴史ある神楽坂というまちとか、そういう多種多様なところが渾然一体となって新宿を形成していると思うんです。それを画一的にきれいにするということではなく、それぞれの地域の特色を生かして景観まちづくりを進めていきたいと思っております。

そしてまず一番強い意見として、まず景観ありということを考えてほしいと思えます。それは目先の利便性だけを考えると、あとに景観が、あれはよくなかったということがないように、今私としては日本橋の上にかかる高速道路というのがその一番いい例だと思っております。そういうことのないようにしていきたいと思えます。お手伝いさせていただきます。

○新井委員 都市計画部長の新井と申します。今年度区では、先ほどお話が出ていたような屋外広告物の景観の推進とか、それから、区分地区新宿駅東口地区の指定などを進めていきたいと考えております。こういった取り組むに当たりましては、当委員会の委員の皆様の貴重な御意見を生かしながら、新宿区によりよい景観づくりに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願います。

○森課長 以上で自己紹介は終わらせていただきます。この後は次第に沿って進めさせていただきますけれども、ここで区長は退席させていただきます。

四、会長及び副会長の選出

~~~~~

○森課長 それでは、本日の議事に移りたいと思います。委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則第三十九条第二項により審議会は成立いたしております。また、審議会は公開となっておりますので、皆さん御了承ください。また、傍聴の方は発言はできません、御了承下さい。では、次第の四に進みたいと思っております。よろしくお願いたします。本審議会の会長、副会長の選出を行いたいと思っております。会長、副会長につきましては、新宿区景観まちづくり条例施行規則第三十八条第二項において、委員の互選により定めることになっております。それまでの間私が司会を務めさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

「「はい」と呼ぶ者あり」

○森課長 それでは、まず会長からいきたいと思っておりますけれども、会長について、推薦されるというような方がおられましたら、どうぞお願いしたいと思っておりますけれども、いかががございましょうか。

「（「進士委員」と呼ぶ者あり）」

○森課長 進士委員というようなお声がございましたけれども、ほかになければ会長につきましては前回に引き続きまして進士委員にお願いできればと思っておりますけれども、いかががございま

すか。

「拍 手」

○森課長 それでは、進士委員、会長ということでよろしくお願いたします。

では、会長から会長就任に当たったのお言葉をいただきたいと思っております。

○進士会長 全員拍手していただいたかどうかよく見ていまして選んできたが、選んではいただいたので、もうちょっと頑張らせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○森課長 ありがとうございます。

それでは、続きまして副会長を選出したいと思っております。副会長も推薦をいただきたいと思っておりますけれども、どなたかありませんでしょうか。

「「後藤委員」と呼ぶ者あり」

○森課長 ほかにございませんか。

それでは、前回に引き続きまして後藤委員に副会長をお願いしたいと思っておりますけれども、皆様よろしくございましてよろしいでしょうか。

「拍 手」

○森課長 それでは、後藤委員、副会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

○後藤委員 副会長としてこの二年間特に何をしたということも全くないんですけれども、会長をお支えして、この審議会、誤りのないように務めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○森課長 それでは、四番の会長、副会長の選出が終わりまし

た。会長にこれから進行をお願いしたいと思ひます。よろしく  
お願いいたします。

○進士会長 それでは、先ほどいろいろ自己紹介の中で皆さんの  
思いもよく私自身は何いまして、皆さんにも共有していた  
だいたと思ひますので、これから二年またしつかりという議  
論を進めさせていただけたらと思ひます。時々私は脱線しそ  
うなので、後藤委員にしつかり押さえてもらつて。中山区長は結  
構いろいろな思いを持つておられる人なんです、ほかで会つと  
こういうところで会つと、どうも森課長あたりが書いたんじや  
ないかと思ふような文章を読まなければいけないという立場な  
ので、メッセージがなかなか伝わりにくいですね。これは審議  
会というのはどうも役所の中では非常に重く位置づけていて、  
ミスがあつてはならないというのがあるんです。だからしよ  
うがないんだろうと思ひますが、私自身は、審議会であつと、  
委員会であつと、みんなの知恵を出し合つて自分のまちをよ  
くするんだから、余りそういう格付みたいのをしないでやつた  
ほうがいいと思ふんです。そういう意味で、私の方針は、皆さ  
んが本當に忌憚のない御意見を自由に出して。さつき大浦委員  
が言われたように、きょう早稲田は悪いと言わなかつたです  
ね。成子天神社だけ。後藤委員に気を遣つたんですか。  
そういふ、やつぱり裏も表もいろいろなことがあつて、そう  
いふことまで含めて判断しなければいけないこともありますか  
ら、教科書どおりにはいかなひのも世の中ですから、ただでき  
るだけやれるところでよくするといふのも我々の仕事だと思ひ  
ます。ぜひそういうことで、なごやかな審議会にしたいと思ひ  
ますので、よろしくどうぞ。

五、新宿区景観まちづくり審議会 小委員会の設置について

○進士会長 それでは、早速ですが、本日の議題に入りたいと  
思ひます。新宿区景観まちづくり審議会に小委員会を設置した  
いといふふうな事務局の提案でございます。

○森課長 次第の五番の新宿区景観まちづくり審議会小委員  
会の設置についてというところでございます。お手元に資料があ  
ると思ひます。A四、一枚の資料と書かれていふような資料で  
ございます。そちらをごらんください。こちらでございます。  
今回は新宿区景観まちづくり審議会の小委員会の設置を御提案  
したいと思つております。これはこの審議会の効率的な運営を  
図るために小委員会を置くといふようなこと、それをやつてい  
きたいと思つております。御検討のほどよろしくお願いいたし  
ます。

まず初めに、提案の趣旨を御説明いたします。新宿区は、今  
後、景観まちづくり計画を改定したり、屋外広告物の景観誘導  
を進めていふたり、景観形成ガイドラインの改定を行うとか、  
そういうようなことに新たに取り組んでいくといふことを考え  
ております。このようない取り組みを進めるといふ上で、審議会  
の皆様御助言をいただく、そして施策に反映していきたいと  
考えております。ただ、年に三回程度の審議会の開催といふこ  
とだけでは時宜を得た御助言はいただけないといふこともござ  
います。そこで、小委員会を設置いたしまして、施策の進行状  
況に應じた御意見をいただきたいと考えております。それが今  
回の提案の発端でございます。

なお、小委員会で審議していただきたい議題としては、大きく分けて二つございます。まず一つ目は、小委員会の役割として、景観まちづくり条例で既に定めがございますけれども、条例第三十一条二項に定める委任事項ということでございます。これは、条例第二十九条第二項第二号から四号にあります。報告とか、命令とか、公表についての調査の審議、それを小委員会に委任することができるということが定められておりまして、これを議題とするというようなことがまず一つと考えております。

二つ目に議題としていただきたいのは、委任事項以外として、景観まちづくり改定の改定とか、その他景観まちづくりについての施策全般についての御助言をいただきたいというときに小委員会を開催したいと考えております。

次に、小委員会の委員の構成についての考えでございます。景観まちづくり条例施行規則第四十条第一項において、小委員会の委員は審議会の委員から審議会の会長が指名する九人以内をもって組織されるとされております。そこで、小委員会の委員を九名とすることを提案したいと思っております。

また、委員構成の比率、これは規則第三十七条に規定する審議会委員の構成比率に合わせるものが適当ではないかと考えております。規則で定める審議委員の定員は、学識経験者が九人以内、区民委員が八人以内ということになっておりますので、小委員会の委員構成もこれに倣って、学識経験者五人、区民委員四人というようにしてはどうかと提案させていただきたいと思っております。

以上の委員構成について御検討をいただいた上で、本日の審

議会において会長から小委員会の委員を御指名していただければと考えております。

続きまして、小委員会の委員長及び副委員長の選出についてでございます。規則第四十条第二項において、小委員会において委員長と副委員長を置くこととなっております。規則第四十条第三項で委員長は小委員会に属する委員のうちから審議会会長が指名することとなっております。本日指名された小委員会の委員の中から審議会会長に御指名していただければと思っております。

また、副委員長の選任の方法については、条例、規則に特に定めはございませんので、本日審議会の中で御選任をいただければと思っております。

最後に、小委員会委員の任期についてですけれども、審議会委員の任期はこの七月一日から二年間となっておりますので、これを一年ずつに分けてまして、前半、後半通じて審議会委員の全員が少なくとも一回は小委員会委員を務めるようにしてはどうかと考えております。つまり、本日会長が指名した委員以外の方は、来年の七月以降の一年間小委員会の委員を務めていただくようお願いするということを提案したいというふうに思っております。

以上、新宿区景観まちづくり審議会小委員会の設置について、提案させていただきたいと思っております。御検討のほどどうぞよろしく願います。

**○進士会長** 今、事務局で御説明しました小委員会の設置の枠組みとかが内容ですが、何か御意見ございますでしょうか。御質問も含めて、よろしいでしょうか。

それでは、そういうことで小委員会をつくって、年に三回しか本審議会はやれないので、その間を埋めて合理的に運営したいというのが事務局の意向ですので、その線でお願ひしようと思ひます。よろしいでしょうか。

そういうことで、小委員会の設置が認められました。

会長が指名するということなんですが、学識経験者五人を選ぶということ、その中に私と後藤委員、会長、副会長は一応入る。それ以外に、窪田委員、橋本委員、秋田委員にお願ひしたいということ、それから、区民委員の団体推薦から、大浦委員と和田委員にお願ひしたいということ、それから、公募委員から、大野委員と齋藤委員にお願ひしたいということでございます。

それでは、以上の方でお願ひしたいということでございます。小委員会の委員長は窪田委員にお願ひします。橋本委員に副委員長をお願ひしたいということ、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどのように、半分また来年交代だそうですから、皆さん平等に御協力をお願ひしたいと思います。

何か。よろしいでしょうか。

それでは、これはこれで決定したいと思います。

~~~~~

六、報告

報告一 区分地区「(仮称)新宿駅東口地区」の指定について

~~~~~

○進士会長 続きまして、報告にまいります。報告の一、区分地区「(仮称)新宿駅東口地区」の指定について。

○森課長 それでは、報告に移らせていただきます。

一つ目の報告、区分地区「(仮称)新宿駅東口地区」の指定についてでございます。こちらは、お手元に資料はありますけれども、スライドを見て御説明したほうがわかりやすいので、スライドを使わせていただきたいと思ひます。

〔スライド〕

○森課長 それでは、区分地区「(仮称)新宿駅東口地区」の指定についてでございます。

初めに、景観まちづくり計画の策定経緯及び区分地区について、簡単に御説明いたします。

平成二十一年四月に、景観法に基づきまして景観まちづくり計画の運用を始めております。現在景観まちづくり計画では、景観特性に応じて七つの区分地区を定めておりまして、区分地区ごとに、区域、届出対象規模、景観形成方針、景観形成基準を定めております。本日は、新たな区分地区、新宿駅東口地区、この区域、届出対象規模、景観形成方針について、方針案を御報告したいというふうに考えております。

まず、新宿駅東口のおさらいをしておきたいと思っております。JR新宿駅の東口でございますけれども、JR新宿駅は、一日の平均乗降客数が約三百五十万人といわれておりまして、駅周辺は商業施設とか、娯楽施設等が高密度に集積しております。平成二十年六月には地下鉄の副都心線が開通いたしました。そして、副都心線の新宿三丁目駅が開設され、また駅周辺の連携強化の要でありますJR新宿駅の東西自由通路の整備、こちらから着手が始まっております。現在では、東西自由通路につながる駅前広場の整備とか、靖国通りの地下通路の延伸とか、新

宿通りのモール化など、そういうようなことが検討が進められております。

続きまして、新宿駅東口地区の対象区域において景観計画の上位計画となる都市マスタープランのことに付いて、簡単に御説明したいと思っております。都市マスタープランでは、新宿駅周辺は「創造・交流の心」というふうに位置づけられております。周辺の業務商業機能が東西方向に広がるような都市基盤の整備、みどりや歩行者空間の充実による歩いて楽しい環境整備を進めることを推進しております。そして、新宿通り、また中央通りといわれるところが、「賑わい交流軸」と位置づけられておりまして、魅力ある業務・商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間、景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」の実現を目指しております。

また、新宿中央公園から新宿御苑、外濠に至る水とみどりを風の道と位置づけ、歩行幹線道路における街路樹の充実等により、水とみどりのネットワークを形成することを推進しております。

次に、平成二十一年度に策定いたしました新宿区の景観形成ガイドラインについて御説明したいと思います。新宿駅東口につきましても景観形成ガイドラインが定められておりますが、二つのエリアにまたがっております。区域の西側、青く囲まれたところは、新宿駅周辺地区、新宿駅東口エリアです。区域の東側の赤く囲まれたところは、四谷地区、内藤新宿エリアというような景観形成ガイドラインで位置づけられております。

それでは、まず西側の新宿駅周辺地区の御説明をしたいと思います。

新宿駅周辺地区は、JR新宿駅周辺とする新宿の中心となる地区でございます。都庁移転後は東京の自治の中心となっております。地区内には、日本で三つしかない国民公園である新宿御苑を有しております。都心部における貴重な憩いの空間となっております。

新宿駅東口エリアの景観の特性といたしまして、賑わいと風格のある新宿通りが上げられます。建築物のスカイラインや軒線の統一、これは歩行者に対して開放的な印象を与えております。基本的に壁面線もそろっていますけれども、低層部のみを後退させた魅力的な滞留空間も点在しております。

このエリアの景観特性の目標でございます。新宿通りを中心とした歴史ある賑わいを感じさせる街並みとしておりまして、新宿通りと沿道建築物とが調和した賑わいと風格のある景観形成を図ることや、新宿の東口の玄関口にふさわしい、楽しく、にぎわいあふれる駅前景観をつくることを掲げております。

続きまして、先ほど見ていただいた区域の東側に当たる四谷地区の御説明をいたします。四谷地区、ここは新宿区の南東に位置しまして、江戸時代には新宿の地名の発祥となった内藤新宿が置かれた地でございます。元禄十二年に開設した内藤新宿は、茶屋などの遊興の場として栄えておりました。新宿通り周辺のにぎわいは当時から受け継がれてきたというようなものでございます。

内藤新宿エリアの景観特性の一つとして、新宿通り沿道が壁面線のそろった整然とした街並みとなることが上げられます。このエリアの景観形成の目標は、風格のある新宿通りと整った道路基盤を生かした整然とした街並みへとしております。

て、新宿駅東口エリアと同様に、新宿通り沿道の建築物の形態意匠の調和を図るとともに、にぎわいと住み心地の調和した街並みを創出することを目指しております。

ただいま申しました都市マスタープラン、そして景観形成ガイドラインにおいて定められている景観の関連事項に関して、区分地区の指定を通じて景観誘導の方向性を定めていきたいというふうに考えております。

それでは、新宿駅東口の現状でございます。ここに写真を掲げさせていただきますけれども、建築物の多くは更新の時期を迎えているようなものがあります。また、場所によっては敷地いっぱい建物が建っているというようなところもございます。また、さまざまな高さで並ぶというようなところも場所によってはございます。

続きまして、商業、業務、娯楽等でございますけれども、ここにあるような写真のとおり、エイサー祭など、フェスティバルなどが新宿通りなどで開かれております。そのような商業地もあります。

これは地区内にある歴史的、文化的な建物でございます。左が末広亭でございます。右がらんぶるといふ喫茶店でございます。

また、新宿通りの街並みは少しずつ変わっているというような現状もございます。商業ビルのテナントが入れ変わることにによりまして街並みの変化が見られております。

続きまして、新宿駅東口まちづくり構想というようなものがつくられていることの御説明をしたいと思っております。新宿駅東口に関するしましては、平成二十二年二月でございますけれど

も、新宿駅東口まちづくり構想というものが策定されております。これは、平成十九年六月に開催されましたシンポジウムをきっかけとしまして、意見交換やアンケート調査などを踏まえまして、東口まちづくり構想案策定委員会の立ち上げを経て策定されたものでございます。これはお手元に冊子として配らせていただいております。

また、平成二十三年二月には、この構想に基づきまして東口地区のまちづくりを推進し、実現、運営していく組織として、新宿EAST推進協議会が発足されております。この新宿EAST推進協議会というのは、東口地区の四つの商店街が母体となつて発足いたしました。現在まで二十七回も会議を開催いたしました。区分地区の指定につきましては四回の議論がされております。現在新宿EAST推進協議会では、東口まちづくり構想にのっとりまして、駐車場付置義務の新宿ルールや、地区計画による建てかえの促進、そして今回考えている景観まちづくり計画の区分地区の指定など、さまざまなことが議論されておりまして、新宿駅東口まちづくり構想の実現に向けて取り組みが進められております。

新宿駅東口まちづくり構想は、冊子にもお配りいたしましたけれども、簡単に御説明いたします。構想は三つの基本戦略、それと七つの取り組みというようなものがございます。今回東口が目指す景観の取り組みというのが芽出しされております。構想の基本戦略、「風格と活力が調和した魅力あるまちづくり」、その中に取り組み六というようなものがございます。ここでいうところの赤字のところなんですございますけれども、「優れた街並み景観を誘導するルールづくり」というのが定め

られております。

構想の策定に当たりましてアンケートが実施されておりまして、景観についての御意見などもいただいております。これを受けまして、東口まちづくり構想の取り組み六「優れた街並み景観を誘導するルールづくり」では四つの方策が掲げられております。この四つの方策のうち、方策一「新宿を代表する絵になる街並み景観づくり」、それと、方策二「みどりと潤いの創出」、これについて区分地区を指定することによって景観の取り組みを定めていくということになります。

続きまして、先ほど新宿EAST推進協議会が活動しているというようなことを申しましたけれども、若干EAST推進協議会の活動の内容と今後の課題について御説明したいと思っております。

EAST推進協議会の中では、新宿EAST地域は、魅力があり、元気であり続けるまちづくりを目指すという地域の将来像を定めております。そして、三つの大きな目標を掲げております。また、将来像と三つの大きな目標に基づきまして、十一の個別目標を定めております。その中には、左の上のほうでございませけれども、「低層部における賑わい用途の連続性の確保」とか、真ん中の下あたりでございませけれども、「歩行者が楽しくなる通りの魅力向上」、また、真ん中より上のほうでございませけれども、「新宿通りの一体感が感じられる景観、建物の高さの維持」など、景観施策に関するものもあります。地区計画の策定などと連携した上で景観の区分地区の指定を通じてこれらの実現を図っていけるものと考えております。

それでは、区分地区の指定について、方針案の御説明をした

いと思えます。新宿駅東口につきましては、スライドの写真の左側にありますように赤く囲まれたところがエリアでございます。先ほど申しました東口まちづくり構想の区域と同じでございます。

なお、区域の一部が緑色の枠のところと重なっているところがあるということがわかるかと思えます。この緑色のところは、区分地区で新宿御苑みどりと眺望保全地区というようなものがあるがもう既に定められているようなものがございます。景観形成方針とか、景観形成基準が別に定められております。そのため、今後新宿駅東口地区で景観形成方針、景観形成基準を定め、いくに当たっては、この緑のところと重複するところにおいては両方の基準に適合することが必要というふうに考えております。続きまして、新宿駅東口地区の景観形成につきまして、届出をしていただくときの届出対象規模についての考え方でございます。現在は本区域は建築物については高さが十メートル、また延べ面積は三百平方メートルを超えるものを届出対象としております。工作物については工作物の高さが十メートルを超えるもの。開発行為については開発区域の面積が千平方メートルを超えるものを届出対象としております。

本区域内の建築物の階数はおおむね三階程度以上となっておりまして、現行と同様の届出対象規模を適用することが適当ではないかというふうに考えております。

続きまして、景観形成方針について、御説明したいと思っております。景観形成方針を考えるに当たりまして、歴史、風情、修復などなど、さまざまな景観に関するキーワードを検討、抽出した上で、新宿駅東口におけるまちづくりの方針に見合うも

のから景観形成方針の案を作成しております。

三つございまして、一つが「創出」というキーワードでございます。「創出」というキーワードは、多数の人々が訪れる国際的な商業拠点としてふさわしい繁華街の風格を演出するという観点から選んでおります。

二つ目は「保全」というキーワードでございます。新宿駅が古くから開発され、歴史的、文化的資源が多数存在しているという観点から選んでおります。

三つ目が「みどり」というキーワードでございます。緑を積極的にいかすことにより快適な都市環境の推進を図り、新宿御苑につながる美しい緑地景観の創出を目指すという観点から選んでおります。

これらの三つのキーワードをもとにいたしまして景観形成方針の案を作成いたしました。

まず創出というキーワードからは二つの景観形成方針の案を作成しております。一つ目が「賑わいと風格のある沿道景観の形成」というものでございます。日本一の繁華街の賑わいの交流の骨格としてふさわしい、親しみのある歩行者空間を創出し、多くの人が集い、通りごとの個性が位置づく沿道景観を形成するというようなことが考えられると思っております。

二つ目の景観形成方針の案でございますが、「新宿の顔にふさわしい賑わいあふれる駅前空間の創出」を考えております。新宿駅からの人並みを受けとめる回遊性の高い空間を創出し、低層部の店舗の連続により来街者が楽しく歩ける商店街を形成するというようなものでございます。

続きまして、保全というキーワード、そこからは一つの景観

形成方針の案を考えております。「新宿駅東口の歴史と文化を生かした景観の形成」というようなものでございます。新宿駅東口の歴史的な景観資源の魅力を生かしつつ、新しい文化を発信し続ける魅力ある景観を形成するというようなものでございます。

みどりというキーワードでございます。みどりというキーワードからは一つの景観形成方針の案を作成しております。都市に潤いをもたらす気品あふれる緑地景観の創出、壁面緑化や屋上緑化、街路樹等と連続したみどりの創出により新宿御苑につながる美しい緑地空間の形成を推進し、潤いの創出を図るというようなものでございます。

以上が区分地区の指定に向けた方針の案でございます。最後に、今後のスケジュールでございます。本日この審議会での方針案についての御意見をいただきたいと思っております。そして、その後は、先ほど御説明いたしました新宿EAST推進協議会というところで、地域の皆様と一緒に景観形成の基準の案を作成していきたいというふうに考えております。そして、素案の作成に取り組んでいく予定でございます。

区分地区「(仮称)新宿駅東口地区」の指定についての御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○進士会長** それでは、ここから質疑に入りたいと思います。まず御説明に対して質問がございましたら、御質問いただこうと思えます。資料その他で不明な点とか、何かありましたらどうぞ。御質問ございませんか。

**○後藤委員** 届出対象規模は一般地域と変更なしということなんです。これで既存の建物のうち該当しないものというのは



何%ぐらいあるんでしょうか。

○森課長 建築面積で申しますと約一〇%程度が該当しないというふうに思われます。低い建物がまだ残っておりますので、そちらのほうが該当しないと思われます。

○進士会長 これは普通そういうことをやるんですけれども、地区指定したら届出の規模を限定するけれども、ベタにやってしまうという手もあるんです。あれは要するに小さいのまで届けてくると事務量がふえて大変だからなんです。一般的には景觀に大きな影響を与えるからということが建前なんですけれども、ただけれども、歩行者空間と接点があつて、ずっとウインドウショッピングをやっているとしたら、そこを通る人はここは小規模のお店だから汚くてよくて、それ以外はチェックされたちやんとしたのがなければいけないというルールでは、本来はないでしょう。だから、こういう地域指定をして、全体をやりたいたなら全面的に見るといふのも本当はあります。従来のはオール東京でやるようなときはどうしても規模を決めて、大きいだけチェックしていく。小さいのは自主性に任せるといふやり方をするんですけれども、地区計画というのは大体がほとんどベタで考えているんですけれども、一つの考えです。

○後藤委員 私の質問の意図もそこにあつて、一〇%ぐらいだったら全部指定する。全部届出対象にするという手もあるんじゃないかとは思っています。

○森課長 検討してみたいと思います。

○進士会長 研究のテーマ、研究課題ですね。

ほかにいかがでしょうか。和田委員。

○和田委員 今の質問なんですけれども、とりあえず暫定なん

です。付置義務も三百メートル自動車飛ばしていいとか、暫定条例なので、とりあえずはこれでいいことなんです。かなり前から策定委員会をやつていまして、毎月やつていたんですけれども、このところ月二回のペースにしまして、実はけさも朝九時から二時間ほどずっと私たちの地域を全部回つて、景觀の人の目線で回つてきたり、いろいろしております、とりあえず全部やりますと日暮れて道遠しになるので、できるものから暫定ということで、例えば自動車付置義務、三百メートル以内に、今まで、やむを得ない場合飛ばしというのは積極的に飛ばしていい。もしくは前は二十年契約だったんです、定借みたい。それが三年ごとの更新でいい。そのほか、建てかえが、老朽化してあります。明治通りそれから靖国通り、それから甲州街道、大通り、そうすると緊急避難道路として危ないもので、早目に建て直すために進めておりまして、現在中村屋も建てかえております。そうするとこれを全部やつてからですと間に合わなくなるので、暫定という形で。事実、例えば大通りでもいいです、建てかえでそこに付置義務の駐車場ができませんと、人通りがあれだけ通っているのに一人をとめてガードマンをつけて車が入り、一日何十台もある。かえつて交通事故とか支障が出る可能性が多いもので、飛ばすということを積極的に言うというのを暫定条件として今やっております。

○進士会長 今、全体の中の一部を御説明になつたけれども、僕が今お話をしていただいたいいと思つたのは、和田さんが全体を昔から、さっきの話ではないけれども、お父さんの代からずっと新宿のことを考えてきたんだから、せつかくだからその思いを皆さんに語つたほうが話が早いかなど。

○和田委員 新宿駅前地区というのは、私ども八つの町会が集まりまして振興組合ができておりますけれども、住民は一人もいないんです。日照権とかあまり関係なくて、昼間人口は多いんですが、夜間人口は、今申しましたとおりだれも住んでいないので、通常斜線制限があります。例えば道路幅四メートルだったら六メートルまでの建物がいいとか、八メートルだったら十二メートルですけれども、新宿ですと、はっきり言いまして小さい建物とか、セットバックが必要になってきます。そうなりますとエレベーターも後ろに斜めになりますから前に設けられなくて、一階を占有するという形です。今話しているのは、三十センチか五十センチセットバックして上まで建てていいとか、その辺を検討しております。

そして、池袋、渋谷、新宿、副都心三線が今競い合っています。また、昔からのまちとしては銀座や六本木があったんですけども、最近今までなかったまち、お台場や汐留、それからスカイツリーがある。この辺で新宿も全部やり直して、きれいにして、できれば銀座の街並み条例、それからできなくても元の町の一階のところだけ壁面を工夫して通りやすく、そういう形を考えて、住みやすく、お客さん、来街者が喜ぶようなまちづくりを今目指してやっております。

そのため、歩きやすい御影石の歩行者空間とか、新宿区の木がケヤキなもので、私どものまちでどこの街角からでもケヤキの木が見えるような形とか、それから、この間もお話したんですけれども、義を集めて仁を売り、利はまちに、つまり今までいた不審者とか、そういうものは全部排除しまして、そして面白い物とか、来た方に伊勢丹で買ってちよつと休んでいただ

く日影、それからストリートファニーニチャー、オープンカフェなどをしまして、利が出ましたら私どものまちの防犯カメラとか、歩きやすいまち、そういう形で使わせていただいで、まちづくりを進めております。その一環としてるのがこの今やっております新宿EAST推進協議会です。

○進士会長 非常にリアルだったでしょう。どうぞそういうことですから、和田さんに聞いてもらってもいいし、幹事に聞いてもらってもいい。どうぞ何か。今のお話とても大事なことです。ヒカリエというのが渋谷に建ち上がって渋谷はまた東急がいろいろなことをやろうとしていますし、それぞれある種の都心間の競争が始まっていて、そのとき、和田さん、僕は個人的に思うのは、今のお話具体的ですごくわかったんですけども、ねらい目もよく、それは安全で明るくて、だれにでも親しまれるまちにしたいというのはよくわかるんですが、もうちょっと景観的に言うと、どういふところで差をつけるのか。お台場はまさに東京湾の中だから、埋立地で新開地で、そういうある意味では自由な伸び伸びした自由な気分がある。まちによっては銀座のように老舗で、風格があるというのもある。新宿でもここは風格という言葉を使っている、御苑もあるから。どういふコンセプトで差別化するかということをどのくらい議論されたんでしょうか。

○和田委員 これは、野崎部長の前の邊見部長、その前に石川部長がいたんです、あのころからずっと話し合っています、私どもミックス・オブ・ザ・エイジ、世代の交差点と名づけまして、老若男女、つまりある程度の若い層はアルタ、すごい低年齢層です。もうちよつと高い層はまちのファーストファッシ

ヨン、H&Zとかザラとか、それから知識層は紀伊国屋、それからもう少しハイミドルのお客様は伊勢丹というふうに、そのほかお年寄りでも囲碁、将棋、そういうところとか、お茶屋さんもありますし、あらゆる層に来ていただく。

そのために、マクドナルドキッズクラブというのを御存じですか。子供のころから。そのために今週の土曜日エイサー祭、先ほどもちよつと出しましたが、そこでは小学校チーム、小さいころから新宿は怖いとなっていますが、明星小学校、用賀小学校とか来ていただいて、そうするとお父さん、お母さん、親戚までみんな見にくるんです。小さいころから新宿になれ親しんでいたかどうかというのを目論見ながらやっております。

○進士会長 いいコンセプトかもしれない。そういうことも含めて、皆さんから何か御意見ありますか。

○阿部委員 前々回のときに歌舞伎町地区で高い建物があった、私は基本的には、先ほど出ました渋谷と池袋、新宿は今、言葉は悪いんですけども、低下している中で、ああいう歌舞伎町は私は基本的には総合設計を使ってもいいから高い、よりシンボリックもいかと個人的には思っているんです。ただ、この新宿駅の東口地区はそういうものではない。例えば銀座のデザイン通りにしても、あそこはいろいろな総合設計で高いビルるときにまずいというので五十六メートルで工作物は六十六ですね。そういう意味の、今回地区計画というのは取り組みであったんですけども、そういうベースで、まず高い建物を押さえるという、何か一つのものとしてリンクしながら、基本的に銀座では工作物は六十六なんですけれども、百メートルは建ててはいけない。三十一メートル、百尺、それをベースにした、景観を

ベースにしながらやっていくというところを踏まえつつ、この東口は、先ほど言った文化的な中村屋さんとか紀伊国屋さんとかいろいろな資産がありますから、それを活用して、やはり歌舞伎町との差別化を図りつつ、逆にいうとこの東口は新しい文化の発信基地になる、そんな気がすごく改めて今の話を聞いてしたんです。ぜひそんなことで、景観に関しても、今のオープンカフェとかいろいろあって、丸の内も歩けばあそここのストリートは全部地所がやっているわけなんですけれども、そのくらいのイメージでほかの地区に散っていった人を集めて、新宿の新しいルネッサンスといいたしうか、そんな形になってくるとすばらしいと思いました。

○進士会長 今のは応援の言葉でした。

○和田委員 それについては、実はスマッグと言いまして、S M A G、Sが新宿、Mが横浜元町、Aが浅草、Gが銀座、四つと実は連携しております、定期的に会合を開いて、切磋琢磨してやっております。その四地域。

○進士会長 要するに多世代で非常にアットホームな、そういううちを目指すグループですか。

○和田委員 先ほど東京駅の大丸有の方々とも会っていますけれども、その方たちと名刺交換すると必ず二枚なんです。大丸有と三菱の二枚名刺なんです。

○進士会長 新宿と元町と。

○和田委員 浅草と銀座です。

○進士会長 神楽坂は。

○和田委員 実は駅前振興組合でやっています。例えばことしお正月には元町はF1をまちで走らせた。それから、銀座では

道路全部やめてのだての茶会をやった。浅草ですと伝法院通りを国のお金で一〇〇%自分たちは使わないで伝法院通りをきれいにした。そういうお互いにいい情報を。

○進士会長 さつき区長とお話しになったのもそれですか。

○和田委員 区長とお話ししたのはモア街で、先ほど言いましたとおり国土交通省が昨年十月に特措法をつくりまして、そこでモア街の四番街という、約百メートルの通りなんです、そこで景観と折り合いながら、オーブンカフェをやったり、それから物販、例えば被災地とか、今でも岐阜県的美濃市の明かりフェスタとか、いろいろなことをやっているんです。

○進士会長 要するに道路空間の自由化というか、開放。

○和田委員 そうです。今までですと、極端な話、道路上で物を売ったり、飲食を提供してはいけないということなんです。高速道路のサーブエリアだけが特例だったんです。それが認可されますと、道路上でこの地域だけ物販もいい、売ってもいいという特殊地域になっているんです。今、実は国土交通省にこの間来ていただいて、見ていただいて、都も見えていただいて、今、公安委員会の段階まできております。

○進士会長 ことし十月にもうなるんですか。

○和田委員 早ければ。遅くとも来年ぐらいには多分なれると思います。これも区の全面的御協力をいただいております関係で、何とかそこまでこぎ着けたということですよ。

○進士会長 福井さんとか大浦さんは何か御意見ありますか。

○福井委員 地区計画をやるときに、神楽坂もそうなんですけれども、歩行者天国、そこに建築計画ができる、駐車場の入り口は、我々はまちとしては認めていないんです。それが自動

車社会から変わってきている時代なので、東京都の付置義務ももう少し緩和する必要があるんじゃないか。有効に使われていない駐輪対策、付置義務があるから駐輪場をつくってもだれも使っていない。ビルの屋上に駐輪場をつくって、東京都はちゃんと付置義務にかなっているといっているけれども、利用されていない駐輪場をつくっても意味がない。同じようなところで駐輪場もそうだと思うんです。特にホテルの地下駐輪場とか、ああいっただところは空車率がすごく高くて、ほとんど、僕が車で入っていてもあいているのがいっぱいあるんです。そんな意味では、車の減少も、この時代ですから、そんなことも含めると、付置義務をもう少し見直してほしいというふうに思っています。

○進士会長 ある時代の産物なんです、そういう制度は。そのとき非常に道路の混雑とか路上駐車車の氾濫とか、制度というのは絶えず変わっていくなければいけないんだけど、一回できるとそれが続いていくものだから、まちづくりはそこをアジャストして、そのまちにふさわしいやり方がやれるように、これは特に区の役割ですね。オール東京でやるとそう簡単にはいかないと必ずいわれる。だから、区は個別にこの場所ではこういう状態だからこれでいいんですといえるわけです。そういうことが大事かもしれない。大浦さんも何かありますか。

○大浦委員 これの参考の五ですか。真ん中あたり、参考の五というページです。真ん中あたり、基本戦略、回遊性のあるまちづくり、一、二、三と書いてあります。一番目は駅前広場の整備・顔づくりということで、ちらっと思ったんですけれども、あそこの東口の広場、もう少し整備しまして、あそこへ何か目

印になるもの、例えば渋谷駅のハチ公みたいな、新宿でいえばアンパンマン、やなせたかしのアンパンマンの像か何かあれして、あそこで待ち合わせする。今現在新宿駅で待ち合わせするといつてもなかなかそういうところはないのでわかりにくいと思うんです。

それと、モール化、この後ろに注釈が書いてあってわかったんですけども、新宿の駅のところから伊勢丹ぐらいまでもモール化した。緑を植えたい。僕ちらっと思っただけですけども、あの歩道を五十センチか一メートルお互いに広くして、その分車道が狭くなるので、時間を決めてあそここのところを一方通行か何かにして、歩道を広くしてそういう、さっきどこからでも見える大きい木を植えるとか、何かそういうようなことに取り組んでいったらどうか。そのかわり、あそこは交通は頻繁なところなので、時間を決めて一方通行。そのあれはどうするかといったら、新宿通りのところを回せばいいんだと思う。何かそういうような、あまり金のかからないようなやり方ですやっというたらどうか。

この協議会ができたというのは非常にいいと思っています。僕に言わせるとちよつと遅かった。もう十年ぐらい前に早くできたらもつとよかった。といいますのは、今お互いまちの間で競争しているのは事実ですけども、新宿の場合は高島屋ができてから渋谷のほうにどんどん客足が伸びているような感じ。それと南口のあたりも高層化したビルみたいなのがいっぱい建って、食べ物屋とか何かありますけれども、何か知らないけれども、新宿がどうも渋谷にとられていくような、そういうような感じを高島屋ができたとき思っただけですけども、おくれれば

せながらも協議会ができてよかったと思っています。新宿駅の前のあの通りがだめになったら本当に東京はだめになると思うのです、そういうことです。

○進士会長 和田さん、参考にしてください。

○和田委員 実はそういう計画もしております。午前中だけ車を通そうかとか、ただいずれにしても実は明治通りが今狭いんです。環五の一号線、そのちようどバイパスが新宿御苑の下を抜けて、高島屋の先、あれができてからでないかどうして交通量の関係がありますので、その後一車線にするか、それからもしくはセツトバックで歩道をふやそうとか、そういうようなこれから議論になると思います。

○進士会長 今のモール化で、では植栽もするんですね。

○和田委員 植栽も、真ん中にするか、横にするか。その辺はまだなんです、恐らく下のメトロプロムナードまで加味して考えていくということを今検討中です。

○進士会長 シャンゼリゼみたいなのは本当に立派な木でイメージが強いんです、表参道も。ただ、銀座は木を全部の柳は裏手のあれだけです。だから表通りは銀座は木を全部やめたんです。灌木にした、あれは風格は出ないですね。それはぜひ考えて。

○大野委員 地域の方が考えるのが第一だと思っただけですけども、あそこに遊びに行く、食べに行くという立場から発展を願うわけですけども、僕は繁華街、特に新宿の東口に限らず、楽しいまちになるのは路地裏だと思っただけです。僕は新宿育ちですから、歌舞伎町、東口はよく行きますけれども、いまいちですね。こちら辺の将来性が見えない。例えば伊勢丹か

ら駐車場の裏通りからずっと抜けていく道とか、この間モール街も八時ごろになつたらいすや何か散らばっていて、かえってだらしがないとか、あるいは、配達車が狭い道へみんな入ってくるということ、よければならないという、旧三越の裏です。そういったもの、例えば表通りというならば最も、僕は昔繁華街にいましたから繁華街の発展のポイントは拠点づくりだと思っています。拠点分散しなければ繁華街は成立しないと僕は主張していたほうで、だから、戦後間もないころに早くから歌舞伎町をつくったということが今日の新宿につながっている、駅前中心主義ではなかった。それは欲得でつくったかもしれないけれども、新宿を大きいマクロ的に見られる部分では、歌舞伎町の存在というのは今日の新宿につながっているだろうと思うんですけれども。

例えば伊勢丹の真ん前の三菱銀行、これを見ても名前は載っていませんけれども、あれでいいんだろうか。なぜ地元の人がかもっと大きな声を上げて四つ角の、最も新宿、あるいは東京にふさわしいスタイルで協力してくれというようなことで、ATMを並べるならば二階だつていいだろう。それをお金をかけてエスカレーターで上がれるようにしてあげて、一階はもつと違つた形でまちに溶け込むようなスタイルとか。それから、もつと四谷のほうに向かつて人を流す。あるいは丸井ができたり、世界堂があるので幾らか流れる人もいますけれども、今の地区計画で切っていますけれども、やはり基本的には四谷地区エリアとか、東口エリアではなくて、ずっと流れていくということ、我々が渋谷に行こうと池袋に行こうと、よそのまちへ行こうと、ずっと行くと切れてしまう。浅いまちというのは、本当

の駅前だけにぎやかというところが一番つまらないまちで、横丁へ入る楽しみとか、いろいろなことがあるわけで、そういった全体像の中からも少し見える姿を、もつと大きな企業、例えば伊勢丹の駐車場の界限とか、銀行というもの。この辺は和田委員何か答えが出ているんでしょうか。

○和田委員 それについては、伊勢丹は再開発計画がありまして、伊勢丹会館、それから駐車場ともに建て直す。そして真ん中の区道付けかえとかあるんですが、今とまっております。一時的には新宿ピカデリーと伊勢丹共同の建物の話だったんですが、けれども、一方が大成と片一方が清水だったのでどうもうまくいかなくて、先行して新宿ピカデリーだけ先に建てたんですが、その計画はしております。ただ、伊勢丹自体もやりたかつたんですけれども、その前に三越がああなつたもので、今まちとして苦情、今まで一階はティファニーとか、いい雰囲気だったんですが、ビックになった。丸井のヤング館だったのが紳士服の青山、上のほうにブックオフが入る。今まちが変わる過渡期に当たっている。それから、三菱についてはいろいろ要望は出さんですが、なかなか難しい。三菱は一番、みずほとか、住友のほうはまだ聞きますけれども、三菱はなかなか難しいです。

○進士会長 大野さんがおっしゃったように、昔の銀行は三時にシャッターはおろすわ、一番いい角地のいい場所に金融機関がどつと、風格はあるんだけれども、にぎやかさとか、人の参画というのは疎外してきたんだから、そろそろ今のお話のように一階、グランドフロアはとにかくずっと通して回遊性の高まった界限性をつくる。それを前提にして、その上をそういうのでやってもらうというのは、本当に時代でしょうね。

○和田委員 長くかかると思いますが、それは今駅の前にみずほ銀行というのがこの間まであったんです。旧富士銀行ですが。これは今解体に入ります。建てかえ工事を今やるんです。私どもの意見を出して大体取り入れてはきておりますが、全面的というわけではないですけれども、折り合いで今お話ししている最中です。裏口に横に三番街という通りがあるんですが、そこに出口をつけてくれとか、いろいろな要望をして今かなえていただいています。また、まち自体細い道も共に栄えるということとで全部今やっております。

○大野委員 僕の経験では、繁華街の開発というのは、一番問題になるのは、和田さんおっしゃるとおり、繁華街になればなるほど居住者、いわゆるもと住んでいる人はいなくなるわけです。ですから、まちに対する愛着というのが全部なくなっていく。その中で一番大事なものの、僕が感じたのは、テナントなんです。テナントがうんと言わないと最終的には思うようにいかない。地主といえ、あるいは持ち主、オーナーといえどもテナントというのは入っている以上はテナントが協力してくれないとなかなかできない。そのためにはまちが行政とも一緒にあって早く、こういうものでなければならぬという指針を出すことが、できても、できなくても、早くこういうものだという趣旨を、こういう形にもっていきたいんだから、そういうふうにしてくれということが、これはテナントやオーナーだけではなく、我々のようによそから行く、あるいは食べに行く人たちにもわかるような姿勢でそれが見えてくる姿、これが僕は大それだと思えます。なるべく早くこういうもの。

例えば僕はこの間有楽町に行ったら、コンビニでも何でも全

部スタイルを変えています。セブンイレブンでも何でもああいような看板を出していません。ですから、一つの方針を出せば協力は出てくるんだろうと思うんです。それを後から言うことを聞かないからしようがない、しようがないということになると、後手後手に回る。早くこれはだめだというものをお出しになることが大事だと思います。勝手な言い方で申しわけないですけれども。

○和田委員 おっしゃるとおりです。

○齋藤委員 今、私ちよつと頭が混乱しているのですが、新宿区の景観の審議会に出たつもりなのですが、今、よくわかりませんけれども、和田さんの商工会議のほうの話が主になっておりますけれども。そうすると、この大きいこのまちの東口のものはこの商工会議所がメインになって開発をなさっていくということでしょうか。区と商工会議所とのバランスといえますか、区の役割、それはどういうものなのでしょうか。区はこれを書いて、そのまま進めるといふことなのでしょうか。今そここのころ、私ははっきりわかりません。

○進士会長 きょうは区分地区のことをやっているだけども、説明してください。

○森課長 先ほど御説明した景観区分地区というのは、景観まちづくり計画の一部をなしております、その修正等、改定等をしていくので、いづれ景観まちづくり審議会にきちんとかけさせていただくということがあります。そして、考えるのは、主に地域の景観のことですから地域の皆様方と新宿区と一緒に考えていくというような形をとっていきたいと思つて、地域の方々、代表者が集まっていたら、先ほどお話しも

しました新宿EAST推進協議会というところと話し合いをしていくというような形でつくっていく、こういうものになっております。

○後藤委員 きょう報告事項として上がっているこれは、この先いつかの段階で景観まちづくり審議会にかかるわけですね。

○森課長 はい。今回はこういうような案が今話し合われているというようなことの途中の御説明でございます、しっかりと今度は……

○後藤委員 先ほど駐車場の付置義務とかいろいろな話が出ていましたけれども、基本的にこの景観まちづくり審議会の守備範囲はこれについての話ですね。

○森課長 はい、そうです。景観まちづくり審議会の守備はこちらのA三のペーパーのほう、こちらがまず守備範囲ということでございます。

○後藤委員 ですから、そこに至る背後の今のまちづくりの動きを具体的に御紹介いただいて情報共有しているということですね。

○進士会長 私さっき前提でお話ししたけれども、ここには中心人物の和田さんもおられるので、なるだけリアルに、とにかく皆さん全員が新宿がよくなってほしいということですから、だから区民として、あるいはユーザーとして、新宿駅東口が、こういうふうになってほしいなというのが、やっているオーナーとか、そういう事業者の方はもちろんだけれども、そうでないほうの気持ちもちゃんと聞いてもらったほうがかえっていいので、今こういう話をしている、そういうことです。結論は制度的なものだけ。

○和田委員 商工会議所の推薦で来ていますけれども、商工会議所がそれをやっているということは全くないです。私は歌舞伎町振興組合であり、駅前振興組合であり、四丁目町会であり、五丁目町会なんです。そういうまちの者がやっていると考えていただいたほうがいいと思います。商工会議所というのではなく、まちとして。

○進士会長 和田委員は区分上はそうだけれども、和田委員は幾つもの人格を持っているわけ。

○和田委員 大野委員のおっしゃるとおり、例えばビルを今まで三階まで建っていないで、これが七階まで建てば、皆さん商売をやめたり、貸していなくなる。その上まで建てれば住んでいただいて、また貸してもいいんです。そういうふうな地元に残ってということの一つの趣旨なんです。

○進士会長 非常に結構ですね。中村屋とか紀伊国屋とか、末広もそうですけれども、新宿らしいというのが大事でしょう。みんな全国チェーンのファーストフードみたいなものばかり並んだら風格も何もない。

○大野委員 会長がおっしゃるとおりで、追分団子があそこにあるというのは、僕は年寄りのせいかな、僕は新宿らしくて、あるいは花園饅頭の看板を見るとほっとするという、それらが去っていったあそこにまたコンビニができるというようなまちだけは避けてほしいわけです。愛情がなくなるとオーナーは地代や家賃が入ればいいという考え方になれば、何でもテナント貸して、この辺のところを早くきちんとまちが方針を出さないと、一人いなくなり、二人いなくなりということになってしまふ。ぜひひとつ高島屋の渋谷方向に負けないように、頑張っ



いただきたいと思えます。

○進士会長 老舗とか昔からいる人は特別優遇するとか。

○秋田委員 私もそれを議論しているのかわからなかったので発言控えさせていたんですけれども、私自身は新宿で生まれたわけでも育ったわけでもなく、新宿に来るときはお客様として来るという感じなんですけれども、私のような田舎者には、伊勢丹まで行くと新宿駅がどこにあるかわからなくなってしまうんです。ですので、こういう景観づくりをするときは、サイン計画をぜひしっかりやってほしいということ、それから、外から出てくる人たちにとって唯一のランドマークが伊勢丹の伊というマークに今なっていて、何か建てかえするときに、ここが三丁目だとか、東口だというふうなことがわかるようなことを何か景観でできないかなというふうに思っております。やはり外の人にたくさん来ていただきたいということは、外の人が迷わないで目的の場所に楽しみながらたどりつけるというふうなまちづくりをしていくことが大事だと思いますので、ぜひその点、田舎から出てくる人たちのために配慮いただければというふうに思います。

○和田委員 それについては鋭意考えております。そして、先ほどおっしゃいました駅前広場なんですけど、あれも正直いろいろな方に駅はどこと、駅前で聞かれます。それも再開発、建て直しも含んで、これも新宿EAST推進協議会の一つなんです。ただ、これについては東西自由通路を今工事、それができた晩になると思いますので、建てかえについてはまだちょっとかなり、十年近くかかると思えます。

○進士会長 サインもそうだし、サインだけではなくて、今は

モールのようにちゃんと大きな並木が入ると、そこはちゃんとした座標軸になるでしょう。だから、文字を読んでからというよりも、感じで、あるいはこの通りそのものが非常にある特性を持てば本当にぐっとくるんです。そういうまちにしないと、今どっち向いて歩いているかわからないというのは、おっしゃるとおり。

さて、では、これ以上和田さんに煩わせるのは悪いから、さつき後藤先生もおっしゃったけれども、最終的にはこれはいざれ審議会として決定する話で、きょうはその入り口で状況を御説明いただいて、さらに和田さんに補足していただいたので、かなりリアルにいろいろなお話がわかりになってきたと思えます。

○後藤委員 この紙に限定したお話ですと、この区分地区の景観形成方針をきちんと立ててはいけなくて、このオレンジ色の箱二つと青と緑の箱一つずつ、それぞれが、先ほどの御説明では、創出、保全、みどりというキーワードから導かれたというのになっていまして、それは片や動詞で、片やみどりという対称的なことを言ったりしているわけで、ここの中の文章を読んでいても、形成と創出という言葉が表題にそれぞれついていたり、何か文章を少し手を入れる必要があるというのが景観形成方針の見直しとしての指摘です。

それからもう一つは、この今回の区分地区のエリアが、景観形成ガイドライン上は二つのエリアにまたがっている。新宿駅東口エリアと内藤新宿エリアになっている。それはガイドラインをつくっているときにも議論はしていたんですが、要は新宿

区の十の支所の区分の境がここに入っているわけですが。それが原因なんですね。ただ、今回これを一つの区分地区にするのであれば、景観形成ガイドラインの一つのエリアとして扱うようなことも当然考えていいんじゃないかなと思います。支所の区分が違うからといって一帯的な新宿東口とっているものが二つのエリアに分かれるということ自体がちよっと不整合をそのまま見過ごすことがどうかというふうに思っています。

それから、もう一つやはり新宿東口で景観を考えるならば、屋外広告物のことについてどのような方針を立てるかということとはすごく重要だと思うんです。これはある意味経済行為でもあって、学生が調べたところによると、この東口の駅に近いほうの屋外広告物の面積のレンタル料はフロアのレンタル料とほぼ等しいというふうに聞いたんです。五階とか六階ぐらいになつてくると。ですから、それくらい経済価値がある壁面であるわけで、それに対して景観も整えながら、そこでの経済行為をより活発化していくためにどういう手だてがあるか。それをそれぞれのビルオーナーがビルごとに管理していくのか、場合によっては街並み全体で屋外広告物を管理、マネジメントするよいうなことだつて将来はあり得るんじゃないかというふうに、それは私個人的に思っているんですが、いずれにしろ、東口で景観ということを取るときに、屋外広告物は項目として出しておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

**○森課長** ガイドラインが今分かれているということは確かでございます。分かれていますけれども、一体となつて考えていくべきだと我々も思っています。あのような形で赤と青で、分かれていますよと御提示しましたけれども、きょうアドバイス

をいただきます。今後どのようにしていくのか、しっかりと検討したいと思えます。

それと、屋外広告物のことに關しまして我々は検討しているかなければならないとは思っております。お手元に紙ベースの資料としてA4のものでアンケートを実施、このようなペーパー青い矢印があるものなんですが、その方策三というところ、屋外広告物の形態及びデザインを誘導するルールづくりも必要だろうというふうに、既にまちづくり構想では掲げられていました。なので、区としましても、区分地区の方針にあわせて屋外広告物のあり方を検討して、地域のルールを定めていくことが必要だとは思っております。なので、並行してやっていくければと思っております。ただ、屋外広告は新宿の全体のルールがまだないものですから、一たん全体のルールを定めた上で、東口の個別ルールも定めていけたらというふうに今思っている次第でございます。それはこの次に報告する屋外広告物でも若干触れようかと思っております。

**○進士会長** 保全、創出の話は。

**○森課長** 保全、創出は、さまざまなキーワードがあると先ほど申しました。保全とか創出とか、いろいろなものがあると思えます。その中で四つの景観形成方針を掲げております。それは東口がさまざまな顔を持っているというようなことから出しております。例えば新宿御苑のように……

**○後藤委員** 内容というより、そろつていないような気がしたんです。創出する、保全するに対してみどりするとは言わない。**○森課長** それは言葉をしつかりとそろえておくことができると思いますので、検討させていただきます。

○後藤委員 箱の中に書かれているのは今度は形成、創出という言葉しかないんです。

○森課長 わかりました。それは統一、あるいははっきり考え直してみます。

○進士会長 さつき最後に、今後のスケジュールが一番最後に出ましたね。だから、これはいずれ成案が出て、ここへかかるんでしよう。それはいつでしたか。

○森課長 来年の七月ぐらい。来年の今ぐらいには意見をいただくというような、この審議会にやっていたかどうかと思っております。

○進士会長 ということだそうです。ただ、途中でいろいろな御意見があれば事務局にお寄せいただければと思います。

○森課長 それと、先ほどの小委員会も、もしよかったら活用させていただければ。

○進士会長 これも議論する。今、後藤先生が言われた中で、広告が、アルタの画面が典型的ですけども、屋外広告物法という法律ができたのはうんと昔なんです。広告は悪いやつだったんです。邪魔なもの、まちの景観を壊す。ただ商業地区ではあれが売りになっていくんです。駅前あの広場がちょうどいい。そうすると、見る、見られる関係だから、景観というのは広告だけではなくて、広告をながめる場所というのが両方セットなんです。だから、屋外広告物の議論をするときに、住宅地内とか、静かな地域の広告の話と、それからむしろ広告がメインになって、それがまちの雰囲気を決めるような場所とはおのずと違うので、屋外広告物とはかく悪いやつだというふうな方向だけではだめ。先ほど、山本委員でしたか、おっしゃった

のは、それが気になっている。今度は安全の問題で、広告の固定化の仕方は相対的には厳しく、それこそ風で飛んでくるようなことがないようにはなっていますけれども、でも、そういうことはもちろんクリアしていなければいけないんですが、それから御苑のようなみどり豊かな環境の周りは余り広告がないほうがいいということでも場所性があるんです。ですから、屋外広告物に対する見方もかなり地域性があるので、森委員は全区的にやっただけというけれども、全区的にはやらなければいけないが、この地区はどういう地区で、ここではどういう役割を果たすのか。あるいは今後藤委員もおっしゃったけれども、もっと先を見ると、でたらめな建物に一個一個つまらない広告があるより、全体が管理される。景観整備機構があるでしょう。つまり運用です、さつき後藤委員が言われたのは。広告全体をコーディネートして、街並みとしてむしろ積極的に広告を生かす。ああいう大画面になるとそうです。今ビルごとに勝手にやっているけれども、将来の商店街ではむしろそういうこともあるかもしれない。そういう新しい、よりいい、あるいはよりみんなに関心を持ってもらう形を、未来の形もあるかもしれないので、私は可能性を少し広げておくのも新宿にとっては大事かと思えます。要するに敵視するだけではなくて、むしろ活用するということもあるということです。

○大野委員 さつきの後藤委員のおっしゃったこと、大変賛成なんです。緑と赤とさつき区切っていましたけれども、建物本体の景観というもので議論することもあるだろうけれども、行政として新宿区はなっているわけだし、地域として景観指定をするならば、全体のエリアの中でそれを考える。線を引かずに

中で論議して線が引かれるのはいいけれども、あらかじめ世界堂のあの辺から向こうは内藤町エリアでこっちは新宿エリアと分けると、人の流れまで変わるし、それからやはり外されたほうは旧来とした同じような形でまちづくりをしていつてなかなか追いついていかないといったときに、全体像というものが崩れる場合もあるだろうと思うんです。僕の経験でも、やはりまちを変えるのは流通と交通ですから、今度は東西自由通路と、さつき和田さんはおっしゃられたけれども、やはりまちの流れは果たして東西流道路ができたら東がにぎわうという絶対性はないわけで、東にはカルチャーとかいろいろなあれがあつて、人の流れが全然違うわけです。ですから、意外に向こうへ行く場合だつてあるわけですから、向こうへ行つて頑張つていただきたい。

○進士会長 今の地区区分の考え方は、もともとその土地の歴史性もあるんだけど、さつき言った行政的なのがあつた。これはおっしゃるとおりそれが絶対ではないんです。ただ、行政というのも歴史的に積み上がってきていて、一番最初にはとりあえずそういうのを基本に置いて景觀計画をつくつていっているので、それが内容が変わつたから今度一緒にしよう、そういうふうに行くわけです。だから、事務局も何も絶対視はしていません。と思うので、それは御理解ください。

○大野委員 一般的にああいう線が引かれていると違うように感じるので、内藤町何とかエリアと、こちら側の東口エリアというふうに分けられる感じがしたので一言だけ申し上げました。

○進士会長 一番最初の時、多分行政上はどこも。

○大野委員 それは前から引かれているわけですか。私たちが

参加する前から。

○進士会長 景觀計画で一番。それはそのときの行政の実務からやっているわけです。だけれども、今から変わっていけばまた変えればいいわけで、絶対ではないんです。そんなことで、とりあえず、もしほかに特になければ次の議題にまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

報告二 屋外広告物の景觀誘導推進について

○進士会長 それでは、屋外広告物について、御報告ください。

○森課長 それでは、報告二でございます。屋外広告物の景觀誘導推進についてです。こちらはお手元にA四、一枚の資料がございますので、そちらをごらんください。A四、一枚のカラーのものですけれども、ございますか。屋外広告物の景觀誘導推進についてというタイトルのものでございます。

それでは、これは第四十七回の景觀まちづくり審議会で一回取り組みについて御報告しておりますけれども、改めて御説明すると同時に、若干進展がございましたので、そのことについても御説明したいと思っております。

まず、一番の屋外広告物の制度というようにございませうけれども、先ほど屋外広告物法の話がございましたけれども、東京都で屋外広告物条例を定めております。東京都屋外広告物条例は、良好な景觀を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止することというのを目的に、屋外広告物の許可区域とか禁止区域、規格の基準などを定めております。屋外広告物を表示する際には、その都の条例に基づく許可

申請が必要となっております。

そこで、新宿区は地方自治法に基づく事務処理の特例に基づきまして、東京都条例に基づく屋外広告物の許可申請を行っているというようなことになっております。そして、新宿区景観まちづくり計画における屋外広告物の現行基準とその課題について、御説明いたします。

新宿区の景観まちづくり計画では、区内の区分地区が定められております。それは先ほど御説明したとおりでございます。区分地区は七地区ございます。そのすべての区分地区において、工作物として一定規模以上の屋外広告物の新設等を対象に、景観形成基準を定めております。そして、景観事前協議を行っております。

また、新宿御苑みどりと眺望の保全地区というところにおいては、屋外広告物の設置、禁止の制限などを設けております。東京都条例に基づく基準として定めて運用を行っております。

ただ、現在課題もございます。その課題の一つが、届出対象が指定されているんですけども、その対象規模が、高さが十メートルを超える工作物としていうことで、かなり大規模なものだけが対象ということになっております。なので、きめ細やかな誘導が十分できないというようなことが上げられます。

それと、新宿御苑みどりと眺望保全地区の制限というのを申しましたが、東京都の景観計画を引き継いだ内容が基準化したものでありまして、新宿区独自の屋外広告物を対象とした景観誘導の施策がないという、そういう課題もございます。

また、屋外広告物に関しましては、景観上の影響が大きい要

素であるので、区民からの景観誘導の必要性について、以前から多くの意見が寄せられている、そういうような状況があります。

続きまして、二番の第二次実行計画の位置づけというところでございます。今、申しましたような屋外広告物の課題とか、区民の意見などを受けまして、新宿区は平成二十四年度から十七年度の四年間の第二次実行計画において、屋外広告物の景観誘導を進めるというようなことをやっております。

実行計画におきましては、平成二十六年度に屋外広告物の施策の策定を行って、二十七年から運用開始を目標に取り組みでまいります。

続きまして、三番の平成二十四年度の取り組みというところでございます。その第二次実行計画、四年間の初年度となる今年度は、大きく四つのことを考えようというふうに思っております。まず一つ目でございます。関係法令及び関連行政計画等の整理ということでございます。屋外広告物は、産業、商業、そういうような役割や特徴を有しております。また、都市空間の景観要素となっております。多くの法令や行政計画と関連しております。景観誘導の検討を進める中で多面的に制度等の整理を行い、今後の施策の検討の材料としていきたいと思っております。

続きまして、二つ目でございます。屋外広告物等の景観分析ということでございます。屋外広告物の種類、また歩行者、建物、自動車、電車などからの見え方、そういうようなものを整理いたしました。分析を行い、新宿にふさわしい屋外広告物の景観誘導施策の検討材料としていきたいと考えております。

三つ目でございます。屋外広告物景観実態調査歌舞伎町地区というところがございます。過去に屋外広告物のことについて調査したことがございます。新宿通り沿道、神楽坂通り沿道、早大通り沿道、外堀通り沿道というようなところを、実態調査を行ってきました。今年度は歌舞伎町地区を調査したいというふうに思っております。

御存じのとおり、歌舞伎町は屋外広告物による景観形成の特徴があるところということでございます。また、地域のまちづくりやコマ劇場跡の東宝のビル開発計画ということを契機にいたしまして、今後のまちの変化が進む地区でもあります。区は、歌舞伎町地区のデザインガイドラインというものを策定しようとただいま検討を進めておりまして、そのような状況から、今年度歌舞伎町地区の調査を行いたいというふうに考えております。

四つ目でございます。区民ワークショップ、これを開催したいというふうに考えております。区民の方々と住民、地元の商業、産業の視点から、区の屋外広告物の景観誘導について共に考え、今年度に策定したいというふうに考えている基本方針の参考にしたかと思っております。

この区民ワークショップの参加者は、景観まちづくり審議会の区民委員の方々を中心にお願いしたいというふうに考えております。区民委員は、公募区民に加えまして、美しい東京をつくる都民の会、町会連合会、商店会連合会、商工会議所新宿支部の団体推薦の委員で構成されておりますので、生活者の視点に加えまして、景観の専門的な団体、地域コミュニティを支える団体、地元の商業、産業団体、さまざまな視点から屋外広告

物と景観というテーマで充実した議論ができるかと考えております。区民委員の皆様はワークショップへの参加についてどうぞよろしくお願いいたします。また、各団体の方から当審議会の区民委員のほかにも協力していただける一、二名程度の推薦をお願いする予定でおります。

そして、A四のペーパーの一番下でございますけれども、基本方針の策定というようなことをやっていきたいというふうに思っております。

内容は、屋外広告物の景観誘導における方針、留意点、景観誘導の手法等、また東京都の条例に基づく地域ルールというのを視野に入れまして、区内で重点的に取り組む地区の選定をしていきたいというふうに考えております。

基本方針については年度内の景観まちづくり審議会で御報告する予定でございます。今後とも御意見をお聞かせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

**○進士会長** 今の説明に何かご質問や御意見はございますか。要するにこれからこういう検討を始めますということですね。

それが一つ、それからぜひ、ワークショップというのはいつやるんですか。

**○森課長** ことしの八月ぐらいから。

**○進士会長** 近いですね。今皆さんに頼んでいるみたいですよ。

**○森課長** 今頼んでいる最中です。

**○進士会長** その頼まれたときには嫌と言わないでなるべく出てやってほしい、こういうことですね。ということだそうですね。ぜひ、さっきの**山本委員**のようなお話もどんどん出して

ください。審議会というのはこうするということを決めるのではなくて、みんなで議論していけばいいんですから、いろいろな意見があったほうがいいですね。

**○大野委員** この三番にある屋外広告物の景観の分析とありますけれども、何か指針となるような、マニュアルのようなものは区で、行政で御用意いただけるんですか。それとも全く白紙から始めるんですか。景観とは何ぞやというところ、景観分析のもとになるもの、何か御提示いただけるんですか。

**○進士会長** 景観分析というのはもう既に調査か何かやっています、そのレポートが出るんですか。報告があるんですか。

**○森課長** これは屋外広告物に関しましては、まず調べるといふようなこともございます。そして、屋外広告物が景観にどのような影響を与えているかというようなこと、それらについて考えることができますので、区からも提示したいというふうに思っております。

**○進士会長** 区でいろいろ調査をしているので、それをお出しして御意見をいただく、こういうことですね。

ほかにいかがでしょうか。屋外広告物の話は昔から景観行政のメインテーマの一つです。たださっきも言ったように時代が変わってきてどうするかというのものもあるし、場所によって違うし、それからむしろ屋外広告物はちゃんとした広告物屋さん、プロがやっているんですが、そうではなくて、何かのぼりみたいなものをやったり、臨時のがいっぱいあるんです。まちでは、実はそちらも大きな問題で、届出をしてちゃんと許可してやっているのはしっかりしているんだけれども、むしろそうでないほうがまちを混乱させているという面もあって、もうちょっと

総合的に考えなければいけない課題かもしれません。

**○山本委員** 景観分析というのでも、これも個人差があると思うんです。私は広告はすごい汚いと思う。その基準というのは、やはり区で、だれが見ても美的ではないとか、それから大き過ぎるとか、目立ち過ぎるとか、そういう基準というのもし示していただかないと、ただ漫然とまち歩きをして、あれはよくない、これはよくないというのは、ちょっと時間をもつたいないのではないか。基準か何かあって、見たほうがいいのではないのでしょうか。

**○齋藤委員** 私も今の山本委員の意見に賛成です。

**○進士会長** そういうのを多分ワークショップでやるんだと思います。多分、そうでしょう。

**○森課長** そのときに景観分析はある程度区もいろいろあるということはおわかっておりますから、さまざまな角度から御提示したいと思っております。

**○進士会長** だから、そういう研究調査をやっているんでしょうね、どこか委託しているのか、よく知らないけれども。直接やっているんですか。両方ですか。

**○森課長** 両方です。

**○進士会長** だから、データはちゃんと用意されるでしょうか、それに基づいて皆さんの御意見をいただければいいということですね。

そういうことで、大変大事な基本的なことに今回取り組もうというのが事務局の考えで、それは皆さんでぜひ支えていただければと思います。

特になければこの議題は終わりたいと思います、よろしいで

すか。

七、その他

○進士会長 その他何かありますか。

○森課長 それでは、その他というようなところでございます。事務局からの連絡事項というようなことでございますけれども、議事録についてでございます。個人情報に当たる部分を除いてホームページで公開したいというふうに思っております。

それと、今後の審議会の日程についてです。それは決まり次第御連絡させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、景観事前協議の届出及び行為の届出について、勧告、変更命令を検討する事例が発生した場合には、急遽審議会、または小委員会を開催する場合がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、景観施策について助言をいただきたい場合等につきましても小委員会を開催することがございます。その際には御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○進士会長 委員の皆さんから特に御発言ございますか。

私としては、成子天神社のその後もウオッチングしておいてほしい。時たま報告をしてほしい、こう思っています。大浦委員も同感ですね。そういうことで。

委員の皆さんから特に御発言がなければ、きょうはこれで散会したいと思います。どうもありがとうございました。

午後四時十三分開会